

小樽市水道料金等徴収業務委託に係る共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小樽市が発注する水道料金等徴収業務委託に係る共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 共同企業体が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 水道料金等徴収業務
- (2) 前号に附帯する業務

(請負方式)

第3条 共同企業体による業務の履行は、当該共同企業体の各構成員があらかじめ定めた出資割合に応じて、賃金及び人員等を拠出するとともに、構成員全員で組織する運営委員会の指揮の下、一体となって業務を履行する共同請負方式によるものとする。

(結成方法等)

第4条 共同企業体の結成は、自主結成によるものとする。

- 2 構成員は、当該業務について他の共同企業体の構成員になることはできない。
- 3 構成員の数は、2社又は3社とする。
- 4 前3項の構成員には、小樽市内に本社を有する者が1社以上含まれていなければならない。

(構成員の要件)

第5条 構成員は、当該業務に係る公募型プロポーザル方式募集要領（以下「募集要領」という。）に定める参加資格要件を満たしていなければならない。

(出資割合)

第6条 各構成員の出資割合は、10分の6を構成員の数で除して得た割合以上としなければならない。

- 2 前項の規定により難しい特段の理由がある場合は、各構成員は、前項の規定によらず出資割合を定めることができる。この場合において、当該企業体は、第8条の規定による書類の提出の際に、その理由を記載した書面を併せて提出するものとする。

(代表者)

第7条 代表者は、構成員のうちで最大の業務遂行能力又は実績を有する者とする。

- 2 代表者の出資割合は、構成員の中で最大でなければならない。

(入札参加資格申請)

第8条 結成された共同企業体は、募集要領で指定する日までに、次に掲げる書類を小樽市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- (2) 共同企業体協定書（様式第2号）

(資格審査等)

第9条 管理者は、前条の規定に基づき提出された書類により資格審査を行い、競争入札参

加資格を決定する。

(存続期間)

第10条 第4条により結成された共同企業体の存続期間は、当該業務を完了し、業務の請負代金の受領が完了する日までとする。

2 前項の規定による存続期間の終期は、構成員の合意に基づいて、これを延長し、又は短縮することができる。

附 則

1 この要綱は、平成29年9月27日から施行する。

2 小樽市水道料金等徴収業務に係る共同企業体取扱要綱は廃止する。

様式第1号

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

小樽市公営企業管理者
水道局長 様

共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊞

年度において小樽市水道料金等徴収業務委託の競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて資格審査を申請します。

なお、この書類及び添付書類の記載事項は、全て事実と相違ないことを誓約します。

共同企業体構成員の商号又は名称	所在地

共 同 企 業 体 協 定 書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯し、履行することを目的とする。

(1) 年 月 日から 年 月 日までの間における水道料金等徴収業務

(2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、 共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は 年 月 日に成立し、当該業務完了後、業務の請負代金の受領が完了したときに解散する。

2 前項の規定による存続期間の終期は、構成員の合意に基づいて、これを延長し、又は短縮することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

商号又は名称

住所

商号又は名称

住所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、当該業務の履行に関し当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、運営委員会の決定に従い、自己の名義をもって委託契約に基づく行為を行う権限並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(運営委員会)

第8条 当企業体は、構成員全員をもって代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織及び編成並びに業務委託の履行の基本に関する事項、資金管理の方法その他当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上、決定し、当該業務の円滑な遂行に当たるものとする。

(構成員の出資の割合等)

第9条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について、発注者と委託契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、運営委員会がその価格を評価する。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、当該業務の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任について関係構成員が協議するものとする。

3 前項の協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。その場合において、いかなる意味においても当企業体の責任を免れるものではない。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
とし、当企業体名称を冠にした代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、当該業務完了の都度、当該業務について決算（残余財産処分を含む。以下同じ。）をするものとする。

(損益の分担)

第13条 前条の規定による決算の結果、利益又は欠損金を生じた場合、構成員は、第8条に規定する出資の割合により利益金の配当を受け、又は欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 構成員は、この協定書に基づく権利義務を他人に譲渡してはならない。

(脱退)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該業務を完了する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち当該業務期間途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該業務を完了させる。

3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を

生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当を行わない。

(業務期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第16条 構成員の内いずれかが業務期間途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の^{かし}瑕疵担保責任)

第17条 当企業が解散した後においても、当該業務につき^{かし}瑕疵が発見されたときは、各構成員は共同連帯して担保の責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請等のため小樽市に提出する。

年 月 日

共同企業体

代表者	住所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	ⓐ
構成員	住所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	ⓐ
構成員	住所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	ⓐ